

高知県漁協経営改善資金保証料補給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県漁協経営改善資金（以下「改善資金」という。）保証料補給金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補給金は、改善資金を借り受ける漁業協同組合（以下「漁協」という。）の債務保証を引き受ける保証機関に対し、県が予算の範囲内で保証料補給を行い、漁協の負担を軽減することにより漁協経営の改善及び基盤強化に資することを目的とする。

(保証機関)

第3条 県は、全国漁業信用基金協会高知支所（以下「基金協会」という。）が改善資金に保証を行う場合に、基金協会に対して保証料補給を行うものとする。

(対象漁協等)

第4条 この要綱により保証料補給の対象となる漁協（以下「対象漁協」という。）は、高知県内に主たる事務所を有する漁協であって、繰越欠損金の額が5千万円以上であり、当該繰越欠損金の額が直近の2事業年度の当期利益金の平均額の10倍を超え、経営改善のための計画（以下「経営改善計画」という。）を策定し、及びその改善計画の蓋然性について、JF経営改善指導指針及びJF経営改善指導実務基準（平成19年6月15日付け全国漁業協同組合連合会制定）に基づき、県、高知県漁業協同組合連合会、高知県信用漁業協同組合連合会その他関係機関で構成される高知県漁協指導協議会の認定を受けた上で、国、全国漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他関係機関で構成される委員会の認定を受けているものとする。

2 前項の対象漁協が借り入れる改善資金は、中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）第77条の規定に基づき主務大臣が指定する資金（平成10年6月大蔵省農林水産省告示第49号）第11項に該当するものでなくてはならない。

(資金使途)

第5条 改善資金の資金使途は、経営の改善を図るための既に借り入れている借入金全部又は一部の借換えとする。

(保証料率等)

第6条 基金協会が改善資金を借り入れる漁協（以下「借入漁協」という。）に対して債務保証する場合の保証料率は、基金協会が定めるものとする。

2 改善資金の保証料補給率は、前項で定める保証料率の2分の1以内とする。

3 借入漁協が基金協会に対し支払う保証料の率（以下「末端保証料率」という。）は、第1項で定める保証料率から前項の保証料補給率を差し引いた率とする。ただし、市町村が基金協会との契約により保証料補給を行う場合は、末端保証料率から市町村の保証料補給率を差し引いた率を実質の末端保証料率とする。

(保証料補給の上限及び補給期間)

第7条 この要綱による保証料補給承認額の上限は、高知県漁協経営改善資金利子補給承認額とする。

2 この要綱による保証料補給期間の上限は、高知県漁協経営改善資金利子補給承認期間とする。

(融資手続及び保証料補給承認申請手続)

第8条 対象漁協は、改善資金の所定の借入申込書に別記第1号様式による高知県漁協経営改善資金保証料補給依頼書（以下「保証料補給依頼書」という。）を添えて融資機関に提出しなければならない。

2 保証料補給依頼書の提出を受けた融資機関は、債務保証協議書に保証料補給依頼書を添えて、基金協会に提出しなければならない。

3 基金協会は、債務保証協議書を受けた場合には、内容を十分審査のうえ、適当であると認める者については、債務保証協議書及び借入申込書の写しを添えて、別記第2号様式による保証料補給承認申請書を知事に提出しなければならない。

(保証料補給承認通知)

第9条 知事は、前条の保証料補給承認申請書の内容について審査のうえ、適当であると認めるものについては、別記第3号様式による保証料補給承認書により基金協会に通知するものとする。

(実行及び報告)

第10条 基金協会は、前条の通知を受け、保証を実行した後直ちに別記第4号様式による保証実行報告書を知事に提出しなければならない。

2 基金協会は、保証の中止、変更等が生じた場合は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(繰上償還の報告)

第11条 基金協会は、対象漁協から、改善資金の全部又は一部の繰上償還があったことを知った場合、直ちに別記第5号様式による繰上償還報告書を知事に提出しなければならない。この場合において、貸付元本が第7条に規定する保証上限額を超えているものに係る繰上償還金については、保証料補給対象部分から充当するものとする。

(関係書類の保管)

第12条 基金協会及び対象漁協は、当該借入れに係る関係書類を当該事業完了後5年間保管しなければならない。

(保証料補給の請求及び交付)

第13条 基金協会は、別記第6号様式による保証料補給金請求書に別記第7号様式による保証料補給金計算書を添えて、次に掲げる期日までに知事に提出しなければならない。

区分	保証料補給期間	請求期日
上期分	1月1日から6月30日まで	左欄の期間と同年内の7月末日
下期分	7月1日から12月31日まで	左欄の期間と同年度内の1月末日

2 県が交付する保証料補給金の額は、1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間に算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該保証料補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

3 知事は、第1項の保証料補給金請求書が適当であると認めるときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中に保証料補給金を交付するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(保証料補給契約)

第14条 県と基金協会との間で締結する保証料補給契約書は、別に定めるものとする。

(書類の検査及び報告)

第15条 知事は、必要があると認めるときは、対象漁協、融資機関及び基金協会の関係帳簿、書類その他必要な物件を検査し、又は必要な報告を求めることができる。

(保証料補給金の返還等)

第16条 知事は、基金協会がこの要綱に違反したと認めるとき又は別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、交付すべき保証料補給金の全部若しくは一部の交付を打ち切り、又は既に交付した保証料補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

2 知事は、対象漁協が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該借入金に対する保証料補給金の交付を停止し、又は打ち切ることができるものとする。

(1) 経営改善計画の認定が取り消されたとき。

(2) この制度により借り入れた資金を目的外に使用したとき。

(3) 虚偽の借入申込書により借り入れたとき。

3 知事は、経営改善計画の実行により、その計画期間途中の事業年度において借入漁協の経営が改善したものであると判断される場合には、その翌事業年度以降について、本事業に係る資金に係る保証残高の有無にかかわらず、保証料補給金を交付しないものとする。

(延滞金)

第17条 基金協会は、保証料補給金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前項の延滞金の額を計算する場合における年当たりの割合は、じゅん年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(情報の開示)

第18条 この要綱に基づく債務保証事業又は保証機関に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、高知県漁協経営改善資金保証料補給金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成29年10月31日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 13 条、第 16 条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。